

第1回「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議」における辻泰弘厚生労働副大臣挨拶

委員の皆様方には、本日、ご多忙の中をご出席頂き、厚く御礼申し上げます。

本日の資料につきましては、後ほど事務局より説明させますが、私のほうから、これまでの取り組みやこの会議でご議論をお願いしたいことについて申し上げます。

我が国の企業年金は、退職金から発展した制度ですが、今日では、厚生年金被保険者の約4割が企業年金に加入しており、その選択肢も多様化し、今日に至っております。

ご承知の通り、そもそも、厚生年金基金は、厚生年金の給付水準より高い給付水準を実現し、老後の生活保障をはかることを目的として、昭和41年に制度を発足したものであり、その資産運用については、資産の保全をはかる見地から、制度発足当初より5：3：2規制などの措置が講じられてきたところでありましたが、その後、同規制については、経済界からの要望、日米金融協議における米国の要請、行政改革委員会規制緩和小委員会における指摘、金融自由化・規制緩和の流れなどを受けて、平成9年、5：3：3：2規制が廃止され、各基金が自己責任の下で自主的に運用を行うことが原則となったものであります。

その際、厚生労働省としては、分散投資の努力義務など、各基金における資産運用の指針としてのガイドラインを示し、それに基づいた資産運用を求めてきたところであります。

しかし、その後15年が経過する中で、資産運用の手法は多様化・複雑化し、また、金融市場の変動幅も極めて大きくなって参りました。

同時に、デフレ経済下で、厚生年金基金をはじめとする企業年金の母体となる企業の経営状況も、大企業から中小企業に至るまで様々であります。

そのような状況に直面した今日、現行の厚生年金基金の資産運用の在り方の見直しが強く求められております。

こうした中で、去る2月24日、多くの厚生年金基金等が資産運用を委託しているAIJ投資顧問株式会社が、金融庁から金融商品取引法違反の疑いで業務停止命令等を受け、また、3月23日には、証券取引等監視委員会の勧告を受け、登録の取消を受けるという事案が発生したところであります。

厚生労働省としては多くの加入者・受給者約90万人の方々に影響を与えることから、この問題を真摯に受け止め、私を本部長とする特別対策本部を3月14日に立ち上げ、まずは、国家公務員等の基金への再就職の状況及び基金の資産運用体制等についての実態把握のための調査を行い、去る3月28日にその結果を公表しました。

このうち、国家公務員等の再就職の状況に関しては、公募を再徹底するとの観点から、先日大臣からの要請文及び具体的手続についての課長通知を発出したところであり、今後、個別の基金に対する要請とその結果の報告を行うことにより公募の徹底を図っていきたいと考えています。

また、資産運用体制の調査に関しては、後ほど詳細について、事務方より説明させたいと思います。

今日のA I J問題は、一義的には金融行政の問題であります。同時に年金資産を管理・運用する企業年金の側の運用体制、受託者責任の在り方にも課題が多いことが浮き彫りになりました。

同時に、現在、厚生年金基金等の企業年金については、昨今の経済金融情勢の悪化により、積立不足が増大し、厳しい財政状況が続いています。

こうした状況や、先ほど申し上げた実態調査の結果を踏まえ、この有識者会議では、厚生年金基金等の企業年金の資産運用規制についてはもとより、資産運用と密接に関連する財政運営についても、幅広い観点から今後の在り方をご検討頂きたいと考えております。

今後、この会議については月2回くらいのペースで開催し、6月を目途に一定の結論をお出し頂ければと考えておりますが、前半には運用規制のあり方に関する検討を、また後半は財政運営に関する検討をして頂き、できれば5月には運用規制のあり方についてとりまとめを行い、可能なものはできるだけ早く対応していければと考えています。

大変厳しい日程の中ではありますが、委員各位におかれては、精力的なご議論を頂ければ幸いです。

どうかよろしくお願い申し上げます。